

告 示

広島市告示 第206号

令和8年4月1日

次の者を指定納付受託者に指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

(1)名称 PayPay 株式会社

事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2)名称 ビリングシステム株式会社

事務所の所在地 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

(3)名称 楽天ペイメント株式会社

事務所の所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

(4)名称 KDDI 株式会社

事務所の所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号

(5)名称 株式会社NTT ドコモ

事務所の所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(6)名称 楽天銀行株式会社

事務所の所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

放課後児童クラブ利用料金及び放課後児童クラブ延長利用料金
並びにこれらに係る遅延損害金

3 指定納付受託者の指定をした日

令和8年4月1日